

封入封緘機器更新事業
仕様書

令和 8 年 7 月

水俣市

1 機器名

封入封緘機等

2 導入の目的

本市における各種税通知やふるさと納税通知、その他市民等へ送付する書類の封入封緘作業の省力化を目的とする。

令和8年9月に地方統一システム標準化への移行が実施予定であり、標準化により多様化された各種帳票を誤封入なく作業を実施する必要がある。また、機械操作が簡易な機種を導入することで全庁的な活用を促し費用対効果の向上と業務負担軽減を図る。

3 調達方式

本調達は機種指定を行わない公募型プロポーザル方式とする。ただし、発注者が想定する業務要件を充足する基準として、参考機器を設定する。参考機器又はそれと同等以上の機能・性能を有する機種又は別に定める最低要件を満たす機器であることを条件とする。

4 納入場所

水俣市役所4階 後処理室

5 調達対象機器及び数量

ア 封入封緘機 1台

【参考機器】

・ピツニーボウズジャパン社製 R e l a y 8 0 0 0

・クアディエントジャパン社製 D S - 7 0 0 i Q

イ バーコード付与ソフトウェア及び動作用P C 1式

ウ 封入封緘機設置用台 1式

エ 紙揃機 1台

6 納入期限

契約締結日から3ヶ月以内(ただし、令和9年2月26日を最長限度とする)

7 機器仕様

ア 封入封緘機

(1) 別紙3「水俣市における地方税統一システム標準化移行後の帳票運用について」に定める運用が実現可能であること

(2) 最低要件

項目	要件
フィーダー数	封筒フィーダーを除く 6 点以上の独立したフィーダーを有すること。
処理速度	毎時 5, 0 0 0 通以上
想定運用封筒	定形封筒 (洋長 3 形号)
月間耐久性	2 0 0, 0 0 0 通/月以上
重送検知機能	重送検知機能を有し、重送発生時は自動で動作を停止する機能を有すること。
バーコードによる制御機能	2 フィーダー以上で OMR、1 次元/2 次元バーコードの読み取りに対応し、複数の書類の名寄せ機能を有すること。また、名寄せが正常に行われなかった場合、機能を停止する機能を有すること。
紙折り機能	内三つ折り、外三つ折り、二つ折り、四つ折りに対応すること。
電源要件	AC 1 0 0 V 6 0 H z 1 系統あたり 2 0 A 以下 最大 4 0 A 以内で動作可能であること。
設置要件	幅 5, 9 0 0 mm×奥行 1, 2 0 0 mm×高さ 2, 5 0 0 mm 以内に設置が可能であること。

イ バーコード付与ソフトウェア及び動作 P C

項目	要件
バーコード付与ソフトウェア	対応する P D F ファイルを元に、宛先ごとの帳票データを加工し、封入封緘機で封入制御が可能なバーコードを作成、帳票へ付与できること 調達する封入封緘機の名寄せ機能に対応した 2 次元バーコードを付与できること。
動作用 P C ※	デスクトップ型 CPU: I n t e l C o r e U l t r a 7 2 6 5 以上 メモリ: 3 2 G B 以上 SSD: 1 T B 以上 OS: W i n d o w s 1 1 6 4 b i t モニタ: 解像度フル HD 以上

	24インチ程度 キーボード・光学式マウスを付属すること。
--	---------------------------------

※動作PC本体は保守の対象外とする。ただし、バーコード付与ソフトウェアの保守・サポート（アップデート対応等）に係る費用は、参考見積書（5年間の保守費用）に含めること。

ウ 封入封緘機設置用台

項目	要件
寸法	提案する封入封緘機の設置に適した台を用意すること。

エ 紙揃機 ※ （参考機種：デュプロ社製 NJ-700H）

項目	要件
紙揃え可能サイズ	B6～A3サイズの用紙に対応すること。
積載用紙厚	100mm程度
紙揃え方式	エアー及び振動を利用した方式
重量	50kg以内
電源要件	AC100V 60Hz 20A以下で動作可能であること。
その他	・個別にエアー及び振動のON/OFFを切り替えられること ・除電機能を有すること。

※本機器は保守の対象外とする。参考見積書（5年間の保守費用）には含めないこと。

8 機器の搬入、設置、設定作業について

- ・対象機器の本体及び付属品の搬入、設置及び初期設定の費用を含めること。また梱包材等の廃棄については受注者の責任において実施すること。
- ・運搬車両からの荷降ろしを含む搬入時においては、来庁者、職員及び作業者の安全に十分配慮すると共に、他の業務に支障が生じないように十分注意すること。
- ・搬入時においては通路及びドア開口部、エレベーターに養生を行うこと。
- ・作業時に施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、受注者の責任において補修すること。
- ・その他、必要となる事項については発注者と協議の上、対応すること。

9 特記事項

- ・ 調達物品は付属品を含めすべて新品であること。
- ・ 納入後、動作テストを行い正常動作するか確認すること。
- ・ 機器を使用する指定職員に対し機器の操作方法を説明するとともに、使用上必要な事項が記載された日本語のマニュアルを1部備え付けること。

10 その他

(1) 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、定めるものとする。

(2) 仕様の見直し

本仕様書は、詳細設計、現地調査結果及び契約条件を踏まえ、必要に応じて市と協議の上、調整できるものとする。